

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 AUG (Vol.99)

CONTENTS

香港人の訪日インバウンド 株式会社中国銀行香港支店.....	2
新興国ニュース 第99回 海外最新ビジネス情報 株式会社東京コンサルティングファーム.....	4
マレーシア：印紙税、電子インボイスのおさらい.....	9
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシア：最低賃金ルールの変更で何が変わる？－日系企業が今備えるべきこと－.....	11
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート.....	13
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
香港ブックフェア・香港ドル・FPS 連携—変わりゆく香港の今.....	16
香港マイツビジネスコンサルティング	
日本語で読める韓国「最新経済情勢」「最新人事・労務・労働市場」「新規進出企業のためになる情報」 【韓国駐在員のVISAについて】.....	18
スターシアグループ (マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー) 公認会計士 申原 侑祐氏	
中国企業所得税の確定申告表を活用した現地法人の現状把握と不正の予防、抑制対応.....	20
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
ベトナムのいまとみらい<第18回>.....	23
「国家プロジェクトとして開発が進む島～「ベトナム最後の楽園」フーコック島～ Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

香港人の訪日インバウンド

株式会社中国銀行 香港支店

1. はじめに

2024年の香港から日本への渡航者は延べ268万人にのぼり、過去最高の2019年229万人を大きく更新しました。香港の人口が約750万人であることを考慮すると、おおよそ3人にひとりの香港人が日本を訪れた計算となります。訪日外国旅客における国別のランキングでは第5位ですが、人口比でみると非常に高い割合で日本を訪れていることがうかがえます。

今回は香港から日本へのインバウンドの傾向や私たちの地元エリアとの関連についてお伝えしたいと思います。

2. 香港人の海外旅行の傾向

香港の国土は1,106㎡と東京都の約半分の面積に、約750万人が生活します。国土が狭く人口が多いため、域内での旅行は限られており、年に数回、週末にあわせて有給休暇を取得し、気軽に海外旅行に行くことが一般的です。

香港人の渡航先ランキングでは日本は第2位となっており、上位が中国であることをみると純粋な海外旅行先としては日本が多く選ばれていることが分かります。

	香港⇒海外		海外⇒日本
1位	中国	1位	韓国
2位	日本	2位	中国
3位	マカオ	3位	台湾
4位	台湾	4位	米国
5位	タイ	5位	香港

【香港からの訪日旅客の主な特徴】

- ・リピーター率が非常に高い
(香港：90%、平均66%)
- ・個人消費額が多い など

	都道府県	訪問率(%)
1	東京	38.7
2	千葉	33.6
3	大阪	31.0
~~~~~		
21	香川	1.4
~~~~~		
27	岡山	1.0
28	広島	1.0

日本政府観光局（JNTO）統計データより資料作成

地方への訪問も増えつつありますが、依然として都市圏に集中しており、瀬戸内方面への訪問はまだまだ途上といったところです。

中四国地方の香港直行便の運航についてまとめました。

空港名	運航状況
岡山空港	運休中
広島空港	週4便（月・水・金・土）
高松空港	週7便（毎日）
米子空港	週3便（火・木・日）
徳島空港	週2便（水・土）

各空港WEBサイトより抜粋

現在、中四国の空港では、4空港が定期便を運航していますが、岡山空港においてはコロナ禍以降運休が続いています。香川県への訪問率が上位にあることから分かるように、インバウンドの恩恵を受けるためには、直行便でのアクセスが不可欠であり岡山空港でも早期の復活が望まれます。高松空港では2024年度の国際線利用者は約48万人と前年対比1.9倍となっており、外国人から近県周遊の拠点として重宝されています。

米子空港と徳島空港の香港定期便については、2025年9月から運休が発表されています。日本でも話題になった、7月5日に地震が起こるという予言（噂？）が影響し、一時的に日本向けの搭乗率が低下したことが大きく影響しました。

3. 香港支店のスタッフに聞いてみました

同僚の香港人スタッフ（5名回答）に日本旅行についてアンケートを実施してみました。

Q1. 日本へ何回訪問したことがありますか？

—15回以上（2名）、6回（2名）、4回（1名）

Q2. どの都市が一番よかったですか？

—東京、大阪、沖縄、京都、北海道など

Q3. 瀬戸内エリアへ訪問したことがありますか？

ある場合はどこを訪れましたか

—広島、岡山、愛媛

Q4. 岡山に直行の定期便があれば行ってみたいですか？

—行ってみたい（100%）

皆さん日系企業に勤めていることもあり、複数回、定期的に日本に訪れています。近時の旅行目的は円安も影響し、日本食やショッピングが多いですが、しまなみ海道を自転車で渡った、北海道でスキーをしたというようなりピーターならではの回答もみられました。

岡山へ訪れたことがあるスタッフは1名のみと少し寂しい結果でしたが、皆さん直行便があれば是非訪れたいという回答で安心しました。

4. おわりに

インバウンドについてはオーバーツーリズムによるマイナス面に言及されるようになりましたが、プラス面は単に観光地での消費にとどまりません。訪れた場所で食べたものや体験したことの追体験を自国でも堪能したいというニーズに対し、地元産品の輸出拡大も期待できます。

例えば香港で買うことのできる岡山の地元産品としては、ビッグジョンのジーンズやベティスミスのデニム商品、岡山の桃など意外にもたくさんあります。



ビッグジョンのジーンズを中心に扱うセレクトショップ「CRAFT MAN」



複合ショップ「LOG-ON」内のベティスミスコーナー

前述したように、香港人は所得が高いため旅行時の消費額も大きく、訪日旅行にリピーター率も非常に高い傾向にあります。加えて、根っからの日本好き、距離もフライト4時間圏内というアドバンテージもあり、インバウンド需要を取り込むチャンスは十分あると考えます。その先には香港を消費市場と捉えた地元産品の輸出活性化の可能性もあり、香港支店でも是非サポートできればと思います。

まずは定期便が復活し、香港支店のスタッフのみんなが瀬戸内エリアを訪れるが来ることを心待ちにしています。

香港支店

所在地：

Room 1402 on the 14th Floor, York House The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong

電話番号（国番号 852） 2523-0312

新興国ニュース

第 99 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はタイ、インド、フィリピンの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～タイ～

■タイ経済、4月に持ち直し 製造業と民間投資が回復傾向

タイ中央銀行（BOT）は、2025年4月の経済金融報告を公表しました。報告によると、4月のタイ経済は製造業と民間投資の回復を背景に、全体として前月から改善したとされています。

製造業：生産は前月比 2.9%増。

特に自動車分野では、国内の乗用車販売が回復したことが生産の押し上げ要因となりました。

また、3月の輸出が大きく伸びたことで、企業側は今後の受注を見据え、製品の在庫を多めに確保する動きが広がりました。

これにより、冷房機器（エアコン）など一部の製品では、出荷準備のための生産が増加。

一方、電子部品など一部品目は前月の反動で減速しています。

民間投資：前月比 2.9%の増加。

特に機械や設備、自動車などへの投資が堅調で、工場の生産効率改善や新製品対応への動きが強まっています。

一方、建設分野では以下のように明暗が分かれました。

住宅建設は堅調に推移したが、ホテルなどの非住宅建設は、新規開業需要の鈍化により減少傾向が見られています。

これは、3月末の地震による影響から外国人観光客の戻りが鈍く、観光関連業の新規投資意欲が低下していることも要因の一つです。

また BOT は、米国による追加関税が現時点では影響していないとした一方、原材料・部品の輸入増により、輸出が短期的に加速する可能性があるとしており、今後の貿易政策には注視が必要です。

【参考】

BOT：<https://www.bot.or.th/en/news-and-media/news/news-20250530.html>

【タイ 最低賃金改定 7月1日から】

2025年7月1日、タイ政府はバンコクを含む一部地域および特定業種において、最低賃金を日額 400 バーツに引き上げられました。

対象はホテルやエンターテインメント業など、観光関連を中心とする業種で、全体で約 70 万人の労働者が恩恵を受けるとされています。

従来の最高額である 372 バーツから約 7.5%の増加となり、プアタイ党が掲げる「全国一律 400 バーツ、将来的に 600 バーツ」の政権公約に沿った最初の施策となりました。

改定対象	最低賃金 (日額)	改定前
バンコク都内全域	400 バーツ	372 バーツ
ホテル業 (2つ星以上・50室以上)	400 バーツ	337～370 バーツ (地域差)
エンターテインメント業 (バー・カラオケ等)	400 バーツ	同上

- ・ 施行日：2025年7月1日
- ・ 該当労働者数：約70万人
- ・ 地域一律ではなく「職種・地域限定」での先行導入
- ・ 観光・サービス業を重点対象とする理由は、インバウンド回復・労働者離職率の改善など

背景には、都市部を中心とした生活費の上昇や、観光産業の人材確保が困難となっている現状への対応があり、観光需要の回復が進む中、賃金の引き上げはサービス業の安定運営と人材流出防止に資すると期待されています。

また、内需刺激を目的とする購買力向上政策としての側面も大きい一方で、地方の中小企業や宿泊施設を中心に、急激な人件費上昇への懸念もまだ根強くあります。

このため政府は、300億パーツ規模の低利融資制度を設けるなど、中小企業支援策も同時に講じるとしています。

本措置について、政府側は、まずは都市部や業種を限定して導入し、経済状況を見ながら全国への段階的拡大を検討するとしています。

最低賃金の一律化は、雇用の質を高める改革として評価される一方で、企業には生産性向上と人材戦略の見直しが求められており、今後の経済運営の鍵を握る政策のひとつとなっています。

～インド～

■インド破産委員会、企業倒産手続に関する規制を改正 – 透明性と柔軟性を強化

2025年5月、インド破産倒産委員会（IBBI）は、企業倒産解決手続（CIRP）に関する重要な制度改正を実施し、透明性の向上と利害関係者の保護を強化しました。今回の改正の中心は、企業倒産規則（第四次改正）と、破産専門家（IP）の任命に関する新たなガイドラインの導入です。

まず、倒産過程における参加と柔軟性を高める制度として、債権者委員会（CoC）は暫定的な資金融資者を会議の「オブザーバー」として招待できるようになりました。これにより、資金提供者との信頼関係や情報共有が促進されます。また、解決専門家は、企業全体だけでなく、特定の事業部門や資産単位での買収提案（EoI）も受け付けることが可能となりました。これにより、入札の柔軟性が高まり、資産価値の毀損を防ぎやすくなります。

さらに、改正規則では、再建計画に反対した金融債権者への支払いを、同意した債権者よりも優先して行うことが義務付けられました。この変更は、公平な処遇原則を強化し、債権者の権利保護につながります。

これらの改正に伴い、2025年7月から12月までの期間に適用される破産専門家の任命に関する新しいガイドラインも導入されました。全国企業法裁判所（NCLT）や債権回収裁判所（DRT）での任命を迅速に進めるために、地理的および裁判所別のパネル制度が整備されます。登録希望者は6月22日までに申請を行い、有効な任命承認（AFA）を保有している必要があります。また、過去3年間に有罪判決を受けていないことや、懲戒処分が

ないことも条件となっています。さらに、正当な理由なく任命を辞退した専門家には、6 か月間パネルから除外される処分が科されます。

今回の改革は、倒産手続における透明性と予見可能性を高め、投資家にとってより魅力的な市場環境を整備することを目的としています。金融機関や企業、法務アドバイザー、破産専門家にとっては、これらの制度変更に対応し、適切に対応していくことが求められます。

～フィリピン～

■【SEC】7月1日より SEC 文書手数料の50%引き下げ発表

フィリピン証券取引委員会（SEC）は、公式文書取得にかかる手数料および料金を50%引き下げを正式に発表しました。これにより、各種文書の新たな低料金が適用され、企業にとって大幅なコスト削減となります。

【物理的なコピーの取得料金】

文書の種類	認証 コピー 新料金	旧料金	普通 コピー 新料金	旧料金
定款・細則 (By-Laws 含む)	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
定款/ 修正版定款	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
細則/ 修正版細則	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
総合情報 シート (GIS)	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
各種 決議書	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
会社秘書 証明書	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
取締役会 決議書	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
登録データ シート	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
譲渡証書	PHP 1,000	PHP 2,000	PHP 750	PHP 1,500
上記以外の 文書 (1 ページ あたり)	PHP 50	PHP 100	PHP 25	PHP 50

【デジタルコピーの取得料金】

文書の種類	認証 コピー 新料金	旧料金	普通 コピー 新料金	旧料金
定款・細則 (By-Laws 含む)	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
定款/ 修正版定款	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
総合情報 シート (GIS)	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
資本金増資 関連書類	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
各種決議書	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
会社秘書 証明書	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
取締役会 決議書	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
登録データ シート	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
譲渡証書	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750
上記以外の 文書	PHP 625	PHP 1,250	PHP 375	PHP 750

【API サービス（データ連携・取り出しサービス）手数料（変更なし）】

SEC 通達第 10 号（2023 年）に基づき、以下の API サービス料は引き続き適用されます。

パッケージ	内容	料金
パッケージ A	100 回の API コール (1 回あたり PHP 100)	PHP 10,000
パッケージ B	1,000 回の API コール (1 回あたり PHP 50)	PHP 50,000

【廃止・改正条項】

本通達の内容と矛盾するこれまでの全ての通達やその一部は、廃止または改正されます。

【施行日】

本通達に基づく新料金は 2025 年 7 月 1 日より施行されます。

参考リンク：SEC 公式 Website

[Microsoft Word - SEC Memorandum Circular - Reduction of IT Related Services\(062525\)](#)

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：印紙税、電子インボイスのおさらい

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

SST の範囲拡大

一部、取り下げも！

<印紙税、電子インボイスのおさらい>

N子:加藤さん、最近は何に困らないでしょう？

加藤:ホントそうですね。しょっちゅう変わりますからね。

N子:そうですね。前回は、印紙税、電子インボイス、SST の変更点を一気にご説明頂きましたが。

加藤:はい。重要なのでまずはおさらいしましょうか？

N子:そうですね。

加藤:はい。まずは雇用契約書に対する印紙税(スタンプデューティー)ですが、2024 年末までに締結されたものは免税、2025 年に締結されたものは RM10 の課税(ペナルティは無し)、2026 年 1 月 1 日以降締結される雇用契約書は RM10 の課税(ペナルティも発生(RM100 又は印紙税額の 20%)) という形で落ち着きそうです。

N子:はい。

加藤:次に電子インボイスは、従来、年間売上 50 リンギ万以上の会社の全てにつき 7 月 1 日スタート予定だったんですが、しきい値が 500 万リンギに変更されました。また年間売上 100~500 万リンギの企業が 2026 年 1 月 1 日スタート、50~100 万リンギが 2026 年 7 月 1 日スタートになりました。また従来、年間売上 15 万リンギ未満の企業が免除でしたが、新基準では 50 万リンギに変更されています。

N子:なるほど。

<SST の範囲拡大>

加藤:次に SST ですが、その範囲が拡大され、原則 7 月 1 日からスタートですが、既に前回ご説明した内容が変更になっています。

N子:売上税の税率がゼロから 5%に引き上げられる食料品は、タラバガニ、サーモン、タラ、トリュフ、輸入果物、産業用機械は 5%、レース用バイクや絵画などの高級品は 10%ではなかったんですか？

加藤:はい。ただ、輸入果物には必需品も含まれているという事で、一部が課税対象から外されました。また、サービス税の課税対象から美容サービスを除外し、中小企業のレンタル・リースおよび金融サービスへのサービス税につき、課税基準となる年間売上高の閾値を引き上げました。

N子:なるほど。マニキュア、ペディキュア、フェイシャル、ヘアスタイリングなどの美容サービスが、サービス税の課税対象外になるんですね。

加藤:はい。また、レンタル・リースおよび金融サービスについては、課税事業者の登録基準となる年間売上高が、当初発表の 50 万リンギから 100 万リンギに引き上げられます。但し、金融サービスの内、当座預金口座および普通預金口座関連の手数料など基本的な銀行業務は引き続き免税となるようです。

N子:はい。

加藤:ちなみに、新分野の税率及び閾値は以下の通りです。

◇レンタル・リース(税率 8%) : RM100 万

◇建設工事サービス(6%) : RM150 万

◇手数料もしくはコミッションベースの金融サービス(8%) : RM100 万

◇民間医療サービス(6%) : RM150 万(外国人向け)

◇教育サービス(6%) :

A. 就学前教育、小学校、前期中等教育、高等学校、または高等教育サービスの提供で、生徒一人当たり年間学費 RM60,000 を超える料金のもの

B. 高等教育サービスおよび語学センターが提供する教育サービス（外国人向け）

N子: ありがとうございます。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の **KATO BUSINESS ADVISORY** を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12,
Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning,
40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシア：

最低賃金ルールの変更で何が変わる？

ー日系企業が今備えるべきことー

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）

榮 颯馬氏

インドネシアでは、最低賃金制度が労働政策の中核の一つとして位置付けられており、中央政府および地方政府にとっても社会的・経済的影響力が大きい制度です。特に 2024 年以降、政府は最低賃金（UMK: Upah Minimum Kabupaten/Kota）の決定方式を見直し、経済成長・インフレ率・労働市場のバランスを反映した新たな計算式の導入を進めています。本稿では、2025 年に向けた UMK の決定方式の変更点、地域間の格差、企業への影響、そして企業が取りうる対応について解説します。

最低賃金制度の枠組みと 2024 年からの変更点

インドネシアの最低賃金制度は、従来ジャカルタを除く全国の州・県・市で適用される「UMK（県・市レベルの最低賃金）」と、全体を補完する「UMP（州レベルの最低賃金）」から成り立っています。2023 年までは、政府規定第 36 号（PP No. 36 Tahun 2021）に基づき、経済成長率・インフレ率・労働市場のパラメータを用いた「最低賃金算定式」が導入されていました。

しかし 2024 年以降、この算定式は改定され、労働者の購買力回復を目的としてより柔軟性の高い調整メカニズムが導入されています。改定後は以下のような構成が重視されています：

- ・ 経済成長率（PDRB の増加）
- ・ インフレ率（消費者物価指数）
- ・ 労働生産性
- ・ 地域別経済状況（ジャカルタやバンドンと

た都市部では生活費が高いため調整幅が拡大)

この改正により、これまで一律的であった増加率が、より地域の実情を反映する形で変動するようになりました。

地域格差の顕在化とその背景

2025 年に向けた最低賃金の決定において顕著なのは、地域間の最低賃金格差の拡大です。以下に 2024 年 UMK の一部例を示します（参考値）：

地域	2024 年 UMK (IDR/月)	前年比増加率
ジャカルタ	5,067,381	0.036
チカラン（ブカシ県）	5,343,061	0.072
バンドゥン市	4,109,000	0.06
スラバヤ市	4,725,479	0.061
セマラン市	3,243,969	0.041
西ヌサトゥンガラ州	2,444,000	0.025

このように、ジャワ島の都市部や工業団地周辺では比較的高い UMK が設定される一方、地方都市や島嶼部では賃金水準が依然として抑制されています。これは生活費水準・産業集積・雇用需給の違いに起因するものです。

企業にとっては、同一企業内で複数地域に拠点がある場合、人件費における地域間差のマネジメントが今後の重要課題となります。

企業にとっての影響と対応方針

1. 人件費予算への影響

UMK の変動は毎年 11 月下旬～12 月上旬に州知事や県知事によって発表されますが、増加率

が数%でも従業員数が多い製造業等では総額ベースでの人件費増加が顕著になります。企業の年度予算策定が始まる第3四半期には、すでにUMK 動向のシナリオを織り込んだ計画が必要となります。

2. 地域配置・採用戦略の見直し

高 UMK 地域での採用や工場稼働を継続するか、それとも UMK が比較的低い地域に一部機能を移管するかは、製造業・物流業などにとって極めて実務的な検討事項です。また、地域別 UMK の違いが社内の公平性 (internal equity) に影響を及ぼす場合は、社内規定の整備や昇給制度との整合性も求められます。

3. 社内規定の整備と労務管理の強化

UMK 改定に伴い、最低賃金未満での雇用契約は法的に無効となる可能性があるため、人事制度や就業規則の定期的な見直しが重要です。特に中小企業では、人事給与管理の形式的な側面（雇用契約書の更新、賃金台帳の整備）にも注意が必要です。

今後の展望：2025年の UMK に向けて

2025年の UMK は、2024年中の経済成長率やインフレ率、そして労働市場の需給バランスに基づいて11月末までに決定される予定です。現状では、インフレ率の安定と製造業を中心とした内需回復が見込まれており、前年よりもやや高い UMK 上昇率が予想されます（特に都市部では5~7%台の上昇が見込まれます）。

また、労働組合や NGO による最低賃金引き上げ要求も強まっており、政府としては物価上昇と労働者の生活保障のバランスをどこで取るかが鍵となります。

まとめ

インドネシアの最低賃金制度は、2024年以降の法改正により、より地域実情に応じた柔軟な制度へと進化しています。一方で、企業にとってはコスト予見性の低下や地域間人件費格差への対応といった新たな課題も浮上しています。2025年に向けて、企業は制度の動向を注視し、事前のコスト計画・規定整備・労務管理体制の強化によって、安定的な人材確保と法令遵守を両立することが求められています。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman

E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が見易い多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの会計税務関連についての情報をお届けいたします。

1) 中小企業向けデジタル技術導入促進のための税制優遇措置

2025年6月24日、中小企業が継続的な事業運営・管理のツールとしてデジタル技術を導入することを促進・支援するための税制優遇措置が閣僚理事会で承認されました。

なお、この税制優遇措置は2022年12月31日に失効した勅令第725号（仏暦2564年）の強化版で、以前はコンピュータプログラムに関連する費用のみが税制優遇の対象となり、控除額の上限は10万バーツとされていました。

計算の基礎となる給与（月額1,650THB以上月額15,000THB以下）及び給付期間（1回の失業給付の請求につき最大180日）については、変更はありません。

対象となる企業は、中小企業（SMES：Small and Medium-sized Enterprises）として認められる会社または法人格を有するパートナーシップが対象となり、会計年度末日時点で払込資本金が500万バーツ以下であり、かつ、商品およびサービスの年間売上高が3,000万バーツ以下である必要があります。

下記の費用については、30万バーツを超えない範囲で実費の100%（二重控除）に相当する金額の法人所得税が免除されます。

◆コンピュータプログラム、ハードウェア、スマートデバイス、またはデジタルサービスを含むサービスの購入、レンタル、または使用（コンピュータは除く）。

※ただし、優遇措置の対象となる製品またはサービスについては、デジタル経済推進庁（DEPA）に登録されている必要があります。

また、企業は、歳入法典に基づいて発布された他の勅令に基づく同様の税制優遇措置を請求してはならず、以下の法律に基づいて免税を受ける活動に機器またはサービスを使用してはなりません。

- 投資促進法（BOI）
- 対象産業の国家競争力強化に関する法律
- 東部経済回廊（EEC）法

有効期限は内閣承認の日から2027年12月31日までとなりますが、2025年6月27日現在、まだ官報にて公布されておられません。

◆コンピュータプログラム

エンタープライズソフトウェア、組み込みシステム、ビッグデータ分析ソフトウェア、先端技術を活用したデバイスの制御または接続に使用されるソフトウェアなど、様々な分野で事業管理に使用されるコンピュータ、ハードウェア、またはデバイスの動作を制御するように設計されたプログラムまたは命令セットを意味します。

◆ハードウェア

中央処理装置（CPU）を搭載したコンピュータを意味し、モニター、ディスク、コンソール、テープ、プリンター、プロッター、デジタイザー、スキャナーなどのすべての入出力デバイスおよび周辺機器を含みます。

◆スマートデバイス

Bluetooth、Wi-Fi、5G ネットワークなど、様々な無線プロトコルを介して他のデバイスまたはネットワークに接続し、対話型および自動操作が可能な電子機器を意味します。

◆デジタルサービス

購入者またはサービス受領者と販売者または事業主の間を仲介するプラットフォームベースのソフトウェアサービスを意味します。プラットフォームプロバイダーは、技術開発者または技術を提供する事業主である場合があります。このプラットフォームは、エンドツーエンドのデジタルプロセス管理を網羅します。

2) 省エネと再生可能エネルギー利用促進のための税制優遇措置

2025年6月24日、省エネと再生可能エネルギー利用の促進を目的とした以下の2つの主要な税制優遇措置が閣僚理事会で承認されました。

①省エネのための高効率機器、設備、資材への投資と交換を促進するための税制優遇措置

製造業者、供給業者、および消費者に対し、省エネ製品への投資を奨励し、より高効率な技術への移行を促進することが目的となり、タイ歳入法典第40条(5)、(6)、(7)、および(8)に基づく課税所得を有する個人納税者、会社または法人格を有するパートナーシップが対象となります。対象となる機器または機械の購入または投資にかかる費用は、実際の支払額の1.5倍を控除することができます。

投資は、エネルギー省が発行する高効率省エネルギーラベルまたはエネルギー効率レベル5ラベルの認証を受けた資材、機械、または設備への投資である必要があります。

対象となる設備または資産は、タイ国内に所在し過去に使用されていないこと、2028年12月31日までに取得され使用可能な状態であること、当該資産に関連する他の税制優遇措置の対象とならないことなどの条件を満たす必要があります。

②住宅における屋上太陽光発電システムの設置に対する税制優遇措置

世帯による屋上太陽光発電システムへの投資を促進し、再生可能エネルギーの利用を促進し、電気料金を削減することが目的となり、全国規模で住宅用屋上太陽光発電システムの設置を促進し、総消費量に占める再生可能エネルギーの割合を高めることを目標としています。

自宅に太陽光発電システムを設置する個人居住者が対象となり、20万バーツを超えない範囲で、太陽光発電システム設置への投資に支払った金額を上限として個人所得税の控除を受けることができます。

3) タイ人が有する外国源泉所得に対する個人所得税免除

2025年5月26日、歳入局長のピンサイ・スラスワディ氏は、外国所得に関する税制を改正する新法案を準備していると明らかにしました。なお、現時点では、この法案は内閣に提出されていませんが、2024年以降に得られた所得を対象とし、2026年1月から3月の納税申告期間に発効する予定です。

改正案の要点は以下の通りです。

◆外国源泉所得を有するタイ人に対し、その所得が2年以内（所得が発生した年またはその翌年）にタイに持ち込まれる場合は、個人所得税を免除する。

◆外国源泉所得が2年を超えてタイに持ち込まれる場合は、通常の個人所得税が適用される。

◆この新规定は、2026年1月から3月納税申告期間から発効する予定で、2024年（仏暦2567年）以降に得られた所得が対象になる。

なお、今回の法改正は、個人が所得をタイに持ち帰り、投資することを奨励するためのインセンティブ措置であるため、タイに（180日以上タイに滞在）居住している個人は、タイに持ち込んだ年の納税申告期間に申告・納税する必要があります。

4) 暗号資産の売却によるキャピタルゲインに対する個人所得税免除

2025年6月17日、タイをグローバルデジタル資産ハブとして促進するためにデジタル資産（暗号資産またはデジタルトークン）の売却によるキャピタルゲインに対する個人所得税を免除する税制優遇措置が承認されました。対象期間は下記となります。

1. 2024年1月1日以降に受領した利益分配またはその他の利益
2. 2025年1月1日から2029年12月31日まで（5年間）に受領した譲渡益

恩典内容については、下記となりますが、認可を受けた仮想通貨取引所での取引のみが対象となります。

①投資トークンの利益分配について所得税免除

歳入法典第40条(4)(h)に基づき、投資トークンの保有または所有から得られる利益分配または類似の性質を持つその他の利益に対する所得税の免

除されます。利益配分またはその他利益を受領する際に源泉所得税15%が差し引かれますが、納税者は、源泉徴収税の還付または税額控除（全額または一部）を請求しない限り、利益分配またはその他の利益を個人所得税（確定税）の計算に含めないことができます。

②仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡益についての所得税免除

仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡から得た利益については、評価額が投資額または同一課税年度中に発生した仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡損失と同額を超える場合に限り、個人所得税が免除されます。仮想通貨取引所における仮想通貨またはデジタルトークンの譲渡から得た利益と損失のみが財務大臣によって承認されるということに留意する必要があります（損失から利益を控除できます）。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

香港ブックフェア・香港ドル・FPS 連携 —変わりゆく香港の今—

香港マイツビジネスコンサルティング

■香港ブックフェア

今年も夏の風物詩「香港ブックフェア(香港書展)」が湾仔の香港コンベンション&エキシビションセンターにて2025年7月16日(水)から22日(火)までの7日間、開催されます。1990年から続く香港ブックフェアは、今年で35回目となりました。このフェアは業界のバイヤー向け見本市に留まらず一般の人々にも人気があり、世界各国・各地域から今年は約770もの出展者が参加します。書籍の購入はもちろん、ワークショップ、交流会、イベント等も行われますので、開催期間中に何度でも足を運びたくなります。今年のテーマは「食文化・未来の生活」で、それらに関する書籍を中心に食と健康、ライフスタイル、テクノロジーを駆使した未来像など、様々な切り口から展示が行われます。日本からは芥川賞作家の九段理江さんが来港するトークイベントもあります。入場料は大人30香港ドル、子供10香港ドル、60歳以上無料、さらに1990年生まれの方は35周年を記念して無料になります。

また「香港スポーツとレジャーエキスポ」、「お菓子の世界(ワールド・オブ・スナック)」フェアも同時開催されます。「香港スポーツとレジャーエキスポ」は日常のエクササイズ用から本格的な競技向けまであらゆるスポーツ用品が揃い、アウトドア用品も豊富に展示されます。「お菓子の世界」ではチョコレートやキャンディのワークショップ、世界各地のお菓子、懐かしの駄菓子、美味しくてヘルシーな健康志向のおやつ、パーティで人気のスナック菓子などありとあらゆるお菓子が展示され、見ているだけでも楽しくなります。

香港ブックフェア公式サイト：

<https://hkbookfair.hktdc.com/en/index.html>

■香港ドルの動きとドルペッグ制

さて、最近の香港ドルの値動きは近年まれにみる激しさで、香港金融管理局(HKMA)が通貨防衛に乗り出しています。香港ドルは1983年から米ドルとのペッグ制(固定相場制)が採用され、米ドルと連動して動く特殊な通貨です。為替レートが1USD=HKD7.75~7.85の狭い範囲内を逸脱せず取引されるようHKMAが為替介入や金利の調整を行いながら、この範囲内に収めるよう管理しています。7.85に近づいたら香港ドルを買い入れて金利を上昇させ、7.75に近づいたら香港ドルを売って金利を下げます。ペッグ制により対米ドルの急激な上昇や暴落がないことから、香港ドルは常に安定している通貨と言われてきました。その香港ドルがこの数か月、許容範囲内とはいえ頻繁に上下に行き来する動きを見せています。1年の間にHKMAが上限と下限のために2度も介入するのは初めてのことで、その背景にアメリカ大統領の影響が挙げられています。ペッグ制については廃止案、許容範囲の拡大、変動相場制の導入、米ドルの代わりに人民元と連動する案、金と連動する案、など様々な憶測や専門家の見解が度々取沙汰されますが、現時点でHKMAは米ドルとのペッグ制を継続するとしています。

また香港のドルペッグ制はカレンシーボード(Currency Board)制を採用しています。これは「中央銀行が自国通貨の国内供給量に見合う特定の外貨を保有する制度」で、つまり香港ドルが発券銀行(HSBC銀行、スタンダードチャータード銀行、中国銀行)から発券されるごとに、それに相当する額の米ドルがHKMAに預けられます。域内で供

給される量に見合う米ドルを HKMA が 100%バックアップで保有していることになり、香港ドルは米ドルに裏付けられていることになります。この制度により香港ドルは信頼が高まり、通貨の安定に繋がっています。

■FPS（轉數快）と本土の IBPS が連携

2025年6月22日より、香港の決済システム「FPS」と、中国本土のインターネットバンキング決済システム「IBPS」が連携し、香港と中国本土の間でリアルタイム送金ができるサービス「Payment Connect（跨境支付通）」の運用が始まりました。これにより香港と中国本土の間での越境送金をダイレクトに実行できるようになります。香港から本土向けに送金する場合、利用者は香港 ID カード保有者が対象、必要なのは送金先の携帯電話番号か口座番号のいずれかです。サービスは 24 時間対応で、送金限度額は一日 1 万香港ドル、一年の上限は 20 万香港ドルまでです。本土から香港向けの送金は、利用者は中国本土の身分証の保有者が対象、サービスは朝 7 時～23 時まで、送金限度額は米ドルで年額 50,000 ドル相当です。

香港の FPS (Faster Payment System/轉數快)は 2018 年 9 月 30 日からサービスを開始した金融決済システムで、日常生活に広く浸透しています。FPS により相手の口座番号がわからなくても、相手の口座に紐づけされた携帯番号、メールアドレス、FPS ID などで送金が可能になりました。手数料も不要で、送金口座と受取口座の銀行が異なっても無料です。家賃、公共料金、医療費、お店での支払いなど様々なシーンで利用されています。また FPS は銀行間だけでなく、香港の交通系 IC カードのオクトパス、電子決済サービスの Alipay、Wechat Pay など他の決済システムとも相互送金でき、多様化する決済手段の垣根を越えて自由に

送金ができる画期的なシステムです。FPS は ASEAN 諸国でも急速に拡大しており、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシアなどでもサービスが開始されており、将来的には本土以外にも連携が進む日が来るかもしれませんね。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

～日本語で読める韓国「最新経済情勢」
 「最新人事・労務・労働市場」「新規進出
 企業のためになる情報」～
【韓国駐在員の VISA について】

スターシアグループ（マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー）

公認会計士 申原 侑祐氏

日本の場合、退職金制度の有無や退職金算定方法は会社によって様々ですが、韓国では、勤労者退職給与保障法第4条により、使用者を使用する全ての事業場に対して、退職給与制度を設定することを義務付けています。退職給与制度を設定する際には、継続勤労年数1年に対して30日分以上の平均賃金(最低基準)を退職する勤労者に支払う制度を設けなければなりません。

更に、2012年7月26日以降に新設された事業場は、退職年金制度の導入を義務化していますが、これに対する違反事実への制裁条項がないため、「法的強制」よりは「努力義務」を付与する宣言的な条項として解釈しています。

つまり、退職給与制度を設定する場合、基本的には退職年金制度(DB又はDC型)を導入する必要がありますが、導入しない場合にも、既存の退職金制度を設定し、最低基準以上の退職金を支払う必要があります。但し、継続勤労期間が1年未満である勤労者、4週間を平均して1週間の所定勤労時間が15時間未満である勤労者は設定対象から除外されます。

既存の退職金及び退職年金制度の概要は、下記の通りです。

区分	退職金制度	退職年金制度	
		確定給付退職年金(DB型)	確定拠出型退職年金(DC型)
概要	既存の退職金方式	勤労者が受け取る年金給与が事前に確定され、使用者の積立負担は積立金の運用結果によって変動する退職年金	使用者の負担金が事前に確定され、勤労者が受け取る年金給与は積立金の運用収益によって変動する退職年金
負担金の主体	事業主	事業主	事業主(勤労者追加払込可能)
支給形態	一時金	年金または一時金	
退職金額算定方法	継続勤労年数1年に対して30日分以上の平均賃金	定められた算定式によって事前に決定される	年間賃金総額の積立金の運用結果によって勤労者ごとに異なる
積立金運用責任	事業主	事業主	勤労者
拠出金額	無し	退職金予想額の60%以上	年間賃金総額の1/12以上
積立方式	社内積立が大部分	部分社外積立(80%以上)	全額社外積立
企業会計上の処理	会社が内規により計算された退職給与引当負債を帳簿に計上	会社の年金負担金を退職年金運用資産に計上した後、退職給与引当金から減算する形で表示	会社の年金負担金を退職給与として処理(退職時の会計処理無し)
税法上の処理	支払時に全額損金算入	限度内損金算入	拠出時に全額損金算入

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援
メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国
企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っ
ております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアッ
プ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、
FAS 業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を
日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : info@starsia.co.jp

中国企業所得税の確定申告表を活用した現地法人の現状把握と不正の予防、抑制対応

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国合弁企業において、日常の管理運営を実質的に合弁パートナーが担うケースでは、日本本社からの各種照会や依頼に適切な対応を見せてくれない、また現地化を進めた独資企業においても同様に、その管理運営状況の把握が難しいケースが見受けられます。日本本社は、現地側の対応から粉飾決算や現地キーパーソン等による着服や私的流用、またこれらに伴う税務リスクや投下資本の不適切な流出等々、各種の懸念が生じ得ます。

日本本社として、現地法人の透明化や内部統制の強化を望まれる例も多いですが、一つの手段として、5月末が申告期限の企業所得税の確定申告表の活用が挙げられます。同表は現地法人の実態把握の為に、(監査報告書と共に)一つの客観的な資料となります。この為、同表を入手し、現地で適切な納税が実施されたか、また現地法人の財務状況や納税リスクの再確認と共に、不正の兆候を見逃さず、子会社の透明化の一助とされては如何でしょうか？

1. 企業所得税の納税申告での単純ミスや誤謬事例

まず、中国子会社が納税申告後に修正申告を行う事態は望ましくありませんが、まず、その原因の把握が重要です。単純ミスや誤謬の典型例として発生し得る、以下5項目を挙げます。

(1) 計算ミス

- ✓ 収入、原価、費用、利益での計算ミス
- ✓ 税率、徴収率(簡易課税に適用)、控除率の適用ミス
- ✓ 納付税額、減免税額、控除税額の計算ミス

(2) 申告データの入力ミス

関連情報(番号、金額、税額)、基礎情報(納税者番号、名称、銀行口座番号)の入力ミスに加えて、申告表の行数を間違えて入力する等もあります。

(3) 政策の理解不足や適用の誤謬

享受すべきではない税収優遇や減免、若しくは享受すべき優遇の未適用或いは少額適用などが見られます。

(4) 申告情報漏れ

一部収入等の申告漏れ、若しくは関連取引情報の申告漏れ等も見られます。

(5) 最新情報へのアップデートや遡及調整漏れ

過年度に取得した費用関連の発票の処理や、監査や税務調査による前期の差異や誤謬等について、納税調整を検討する必要が生じ得ます。

2. 企業所得税の確定申告表を用いたチェックポイント

一方、上記のうち、例えば、1-(3)、(4)、(5)では、意図的な粉飾や申告漏れが行われていた場合、後日に過少申告や脱税として露見する可能性が生じ得ます。この為、税務リスクの低減と適切な子会社管理の為に、日本本社の対応として、企業所得税の納税申告表や財務諸表等との比較により、異常値の検出を試みる事が有用であり、以下に具体例を挙げます。

(1) 企業所得税と増値税の税額比較

まず、企業所得税の確定申告表の、納税申告主表(A100000、日本の法人税申告書“別表1”に相当)ⁱ上の税額算出時の売上(次頁図1の“営業収入”)と、増値税の税額算出時の売上額(図2の“営業収入”)の比較を通じた確認が有用と考えます。

すなわち、本来、両者の売上金額に多額の乖離は生じないとの理解であり、企業所得税の

売上<増値税額の売上の乖離が大きい
(Ex.10%超)場合、一つの異常値として現地
法人への再確認が有用と考えます。

【図 1：“企業所得税の確定申告”の売上】

納税申告主表 (A100000)		
行数	類別	金額
1	一、营业收入 (填写A101010/101020/103000)	
2	減：营业成本 (填写A102010/102020/103000)	

【図 2：“増値税及び付加消費税申告表”の売上】

増値税及び付加消費税申告表 (一般納税人適用)					
項目	単位	課税額	課税額	課税額	課税額
1	1				
2	2				
3	3				
4	4				
5	5				
6	6				
7	7				
8	8				
9	9				
10	10				

尚、両者の売上は、具体的には以下により構成されています。

- **企業所得税上の売上：**企業所得税の確定申告表 (=会計上の主要業務収入+その他業務収入) に、納税調整項目明細表 (A105000、法人税申告書“別表 4”に相当) の調整金額を反映させたもの
- **増値税上の売上：**該当年度の 12 月の増値税及び付加消費税申告表ⁱⁱ⁾の、(第 1 行、第 5 行、第 7 条、第 8 行) の販売額累計金額を合計したもの (尚、当該フォーマットは一般納税人用のもの)

一方、両税の納税義務の発生時期が異なる為、警告値が出たとしても正常な可能性もあります。すなわち、企業所得税法では原則、発生主義に則って収入を認識しますが、増値税の納税義務の発生時期は、売上代金を回収するか、または売上代金取立て証票を取得した当日、但し発票発行を先行した場合、発票発行日の当日となるなど、差異が生じるケースもあり

得ます。例えば、決済条件が分割払いの場合に今期に認識すべき収入が一部 (例えば 30% や 50%) にもかかわらず、初回に全額発票を発行した場合等、原因の確認が重要です。

(2) 企業所得税の確定申告表と監査報告書のキャッシュフロー計算書上の従業員給与関連との比較

もし監査報告書のキャッシュフロー計算書上の従業員給与等として支払った現預金が、企業所得税の確定申告表上の従業員給与等より少額の場合にも注意が必要です。賃金給与に関して虚偽申告の可能性があるのかⁱⁱⁱ⁾、単に期ズレ (例えば未締め翌月払いの場合など、キャッシュの変動と発生主義的な会計処理が一致しない) 等による正常な差異かを確認する必要があります。

(3) 企業所得税確定申告表と印紙税等との比較

企業所得税の確定申告データの“長期持分投資”の変動額と印紙税の申請表との比較により、もし“長期持分投資”に変動額があるにもかかわらず、印紙税申告表に申告データが無ければ、納付漏れの可能性が高いと思われます。勿論、監査報告書の所有者持分変動表でも持分投資額の変化は確認できます。

上記 2 の項目は、現地法人から入手可能なデータを用いた比較ですので、限定的な確認事項とはなりますが、不正の兆候の発現等に有用です。更に、もし財務分析 (例えば、売上債権や在庫に対する回転比率の増減、一人当たり売上高の増減等) の手法を組み合わせれば、異常値がより検出しやすいと考えます。

3. まとめ

上記 1 の納税申告時の単純ミスや誤謬は、日本本社としての感知が難しい一方、税務リスクと



しては限定的です。一方、意図的な粉飾や過少申告、脱税は、中国の罰金や延滞利息のペナルティーの重さや日本本社のレピュテーションリスクを鑑みれば、決して看過できず、早期の発見や是正が求められます。

従い、日本本社として、まず現地法人から監査報告書や企業所得税の確定申告表を適時に要求し受領するとの姿勢が、子会社に対する初歩的な統制となります。その上で、不明点に対する照会や上記のような分析により、現地法人の変化や不正の兆候への感度を高め、現地法人における不正の予防や抑制することは、現地法人運営に重要と言えるでしょう。

-
- ⁱ 中国企業所得税の確定申告の詳細説明、及び日本法人税の確定申告との対比は JP マイツ通信【2025 年 5 月】号を参照のこと。
JP マイツ通信を含むマイツグループニューズレターは右記 URL の通り。URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)
 - ⁱⁱ 当該フォーマットは一般納税人用。出典 URL: [《増値税及附加税费申报表\(一般納税人适用\)》及其附列资料填写说明\(2025 年 2 月 1 日启用\)](#)
 - ⁱⁱⁱ 企業所得税の確定申告表(A105050 や A104000 等)を参照のこと。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ベトナムのいまとみらい<第18回>
「国家プロジェクトとして開発が進む島
～「ベトナム最後の楽園」フーコック島～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

社会保険労務士 山本真佑

8月に入り、ベトナムは本格的な雨季の真っただ中です。連日30度を超える蒸し暑い日が続きます。日本の友人たちから、お盆休みの帰省や旅行の便りが届くのですが、ベトナムには、まとまった夏季休暇はありません。9月上旬にある建国記念日の連休を待ち遠しく思う毎日です。



そんな次の休暇の過ごし方として、私が最近訪れてとても感動した場所をご紹介します。

ホーチミンから飛行機でわずか1時間、「ベトナム最後の楽園」と呼ばれるフーコック島です。

先日、初めてこの島を訪れたのですが、そのスケールに圧倒されました。

島の北部には、ベネチアを模した美しい街並みが広がる「グランドワールド」。



そして、東南アジア最大級のテーマパーク「ヴィンワンダーズ」があります。



特に印象に残ったのは、想像を絶するスケールでそびえ立つ巨大な亀型の建物内にある水族館。大人でも十分に楽しむことができます。

北部エリアで特におすすめなのが、スターフィッシュビーチです。港から船で5分ほどの場所にあります。

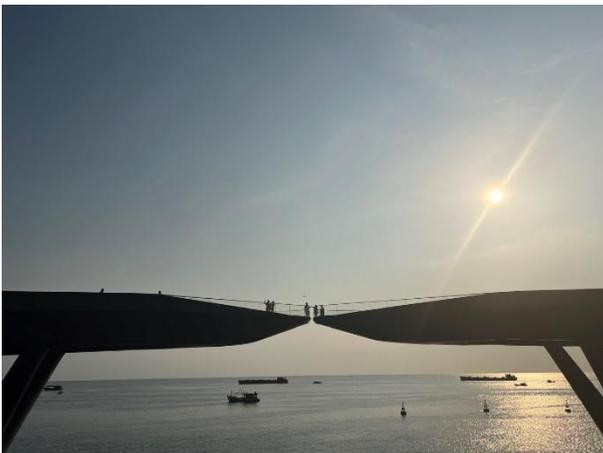
無数の赤いヒトデが点在する幻想的な光景が広がり、まるで異世界に迷い込んだかのようです。野生のヒトデを間近で観察したり、直接触れたりできるのは、日本ではなかなかできない貴重な体験で、自然が作り出す美しさを改めて感じさせてくれました。



北部から南部へは、世界最長のロープウェイで移動します。これは南部のリゾートエリア「サンワールド」の主要アトラクションの一つです。全長約 7,900m、眼下に広がる 360 度のオーシャンビューを約 20 分間楽しむことができます。



ロープウェイの先には、フーコック島で最も美しいと称されるサオビーチが広がっています。きめ細かい真っ白な砂浜と、遠浅で透き通ったエメラルドグリーンの海が織りなす光景は、息をのむほどの美しい場所です。



私がフーコック島で、最も心惹かれたのは、豪華なリゾート施設の隣に、まだ手つかずの自然が広がる、この島の姿です。

この「変わるもの」と「変わらないもの」が共存する姿こそ、私が日々感じる、ベトナムという国のエネルギーを象徴しているように思えました。

また、島には韓国やインドからの観光客が多く、ベトナムが国際的な観光地として成長していることを肌で感じられます。同時に、休暇を楽しむベトナム人の家族連れの多さから、この国の確かな経済成長を実感させられ、ビジネスの観点からも大きな刺激を受けました。

フーコック島ではすでに国際空港が整備され、まさに「国家プロジェクト」として開発が進んでいます。

現在、大規模なカジノリゾートも整備されつつあり、将来的には「東南アジアのシンガポール」に匹敵する可能性を秘めているとも言われています。

めざましい成長を続けるベトナムの「いま」を体感できるフーコック島。

日々の喧騒を離れてリフレッシュするだけでなく、この国の可能性を再発見する旅になりました。

皆様も次の休暇に、一度訪れてみてはいかがでしょうか。

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム

ホーチミン

2nd Floor, No. 07 Ly Tu Trong, Saigon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。